

協議の進め方(案)について

1 協議の枠組み

- 仙台市健康福祉局長、宮城県保健福祉部長間において、定期的に協議を行う
- 資料を用いて会議形式で行い、具体的に協議を行う
- 協議項目により、必要に応じて県市双方の担当部局(例:消防部門、精神保健福祉部門)を加える
- 医療関係者など外部の有識者からの意見聴取などの必要がある際には、オブザーバーとして参加を求める

2 会議の公開等

- 会議自体は原則非公開とする
- 会議概要及び資料については、ホームページで公開する

3 協議の進め方

- 局長、部長間の協議においては、協議項目全般を議題とする
- なお、局長、部長間の協議内容については、次長・副部長以下担当者間で調整を予め行う
- 協議項目により時間のかかるものもことから、協議を重ね、順次、課題や必要な対応の整理等を行う